

## 大学改革推進等補助金(デジタル活用教育高度化事業)の交付が過大

3件 不当金額 1522万円

### 1 補助金の概要

大学改革推進等補助金(デジタル活用教育高度化事業)は、高等教育における教育手法等の具体化を図ることを目的として、大学等がデジタル技術を積極的に取り入れ、教育内容の高度化を目指す取組を進めるに当たり必要な経費を大学等に対して国が補助するものである。

補助金の補助対象経費は、大学等が補助事業を実施するために必要な経費のうち、大学等におけるデジタル活用教育高度化事業(以下「デジタル活用事業」)の実施に当たり必要となる物品費、人件費・謝金、旅費その他の経費となっている。そして、サーバ等の保守に係る経費(以下「保守経費」)については、複数年度にわたる契約は基本的に認められず、やむを得ず複数年度にわたる契約をしなければならない場合は事業実施年度に係る経費のみを案分して計上することとなっている。また、補助金の補助対象は、事業実施年度内に完了する事業とされ、施設の改修に関する経費等については補助金を使用できないこととなっている。

### 2 検査の結果

3国立大学法人において、デジタル活用事業の事業実施年度ではない令和4年度以降の期間分の保守経費、事業実施年度である3年度内に完了していないことから補助の対象とならないシステム開発に関する経費又は補助の対象とならない施設の改修に関する経費をそれぞれ補助対象経費に含めていたため、補助金計1522万円が過大に交付されていて、不当と認められる(国立大学法人山口大学については、後掲149ページ参照)。

#### <事例>

国立大学法人岡山大学は、2、3両年度に「DXによる個別最適化と教育効果の可視化」事業を実施しており、同事業の実施のためのeラーニングシステム用のサーバの購入等に係る経費を対象として、補助対象経費を9482万円とする実績報告書を文部科学省に提出して、9364万円の補助金の交付を受けていた。

しかし、上記サーバの購入等に係る経費には、複数年度にわたる契約による保守経費が含まれており、保守経費については、事業実施年度に係る経費のみを案分して計上することとされているのに、同法人は、4年4月1日から最長9年2月28日までの保守経費655万円を補助対象経費に含めていた。

したがって、上記4年度以降の期間分の保守経費655万円を除いて適正な補助対象経費を算定すると8827万円、これに対する補助金は8716万円となり、前記の補助金交付額9364万円との差額647万円が過大に交付されていた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘 要
文部科学本省	国立大学法人岡山大学	デジタル活用事業	令和2,3	9482万 円	9364万 円	655万 円	647万 円	補助の対象とならない4年度以降の期間分の保守経費を補助対象経費に含めていたもの(岡山大学)
同	国立大学法人山口大学	同	2,3	7709万	7254万	499万	499万	補助の対象とならない事業実施年度内に完了していないシステム開発に関する経費を補助対象経費に含めていたもの(山口大学)
同	国立大学法人九州大学	同	2,3	2億2243万	2億2243万	375万	375万	補助の対象とならない施設の改修に関する経費を補助対象経費に含めていたもの(九州大学)
計	3事業主体			3億9436万	3億8862万	1530万	1522万	